

# 京都市食品衛生国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス） 体制の整備に関する基本計画

平成 22 年 10 月 19 日制定

## 1 趣旨

京都市食品衛生国民健康保険組合（以下「組合」という。）は我が国の公的医療保険制度の一翼を担う公法人であることを踏まえ、業務運営を国民健康保険法その他の関係法令に基づき適正に行えるよう、法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針を定める。

## 2 法令遵守に関する基本的な考え方

組合の役職員は、国民健康保険法その他関係法令並びに組合の規約及び規程・規則、その他決定事項を遵守し、組合員及び被保険者の信頼に応えるとともに、公的医療制度の一翼を担う公法人としてその社会的責任を果たす。

## 3 実施計画の策定・評価

組合は法令遵守のために、次のとおり組織体制を整備する。

- ① 組合の理事のうち 1 名を法令遵守担当理事として選任する。
- ② 法令遵守担当理事には、組合の業務を実施する部門から独立した立場から、法令遵守に関する業務が行えるよう、業務の改善の指導、関連文書の提出要求などの権限を付与する。

## 4 実践遵守のための組織体制の整備

組合は法令遵守のために、毎年度組合会の承認を得て具体的な実践計画を策定する。理事会、組合会においては、定期的実践計画の報告・評価を行い、適切な内容となるよう見直しを図る。

## 5 監事による監査

監事は、組合の法令遵守に関する業務の執行状況を監査する。

## 6 責任追及等

組合会は、役職員が法令等に違反する行為を行ったときは、その責任を追及し、厳正かつ公平な処分を行う。

## 京都市食品衛生国民健康保険組合法令遵守 (コンプライアンス) 体制の整備に関する実践計画

京都市食品衛生国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)体制の整備に関する基本計画の4に基づき、実践計画を次のとおり策定する。

### 1 法令遵守のための指導・研修等

不祥事故を未然に防止するため、役職員に対する法令遵守の周知徹底を行う。

- ① 組合広報誌(食品国保掲示板等)により法令遵守の徹底を行う。
- ② 役職員を対象とした、法令遵守を徹底するための研修を行う。

### 2 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期にわたり同一部署同一業務に従事させないように人事のローテーションを計画的に実施するとともに、金銭等を取り扱う業務は会計規則に則り適切に執行する。

### 3 法令遵守関連情報の報告

役職員は法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに、適切に対応するものとする。

- ① 役職員が把握した、組合員又は被保険者の苦情、役職員の勤務状況、不祥事事故に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、法令遵守担当理事に速やかに報告する事。
- ② 法令遵守担当理事等は、報告を受けた法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告する事。
- ③ 理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。

### 4 不祥事の対応

役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。

- ① 法令遵守担当理事は、規約、規定等に則り、理事会に報告する事。
- ② 理事長は、法令等に従い京都府に報告するとともに、法令遵守担当理事等とともに適切な調査を行うこと。

### 5 雑則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会承認を得て実施する。